

## 稚内市から転出される方へ

新しい住所地に住み始めてから【14日以内】に、市区町村役場へ転入届をしてください。  
 正当な理由がなく14日以内に届出を行わない場合は、過料に処せられることがあります。

※ 転入届時に必要なもの

- ①転出証明書 ②届出人を確認できる書類（運転免許証・パスポート等） ③届出人の印鑑  
 ④マイナンバーカード、住民基本台帳カードなど（本人届出の場合）

※ 「転出証明書」に記載の異動日や住所地が変更になっても、そのまま変更先の市区町村役場でお届けください。

※ 稚内市からの転出を取りやめた時は、「転出取消」の手続きが必要となりますので、交付された「転出証明書」の上、②③番窓口へお越しください。

| 該当項目                             | 稚内市での手続き   | 担当窓口                         | 新住所地での手続き  |
|----------------------------------|--|------------------------------|--|
| 印鑑登録                             | 転出予定日をもって登録は廃止になります。登録証をお返しください。   | ②③番窓口<br>選挙・<br>戸籍住民<br>グループ | 新たに印鑑登録の手続きをしてください。  |
| マイナンバーカード<br>住民基本台帳カード           | 手続きの必要はありません。  |                              | 転入及び継続利用の手続きをしてください。   |
| 高齢者入浴証及びバス乗車証                    | 入浴証・バス乗車証をお返しください。   |                              | 市区町村にご確認の上、新たに手続きをしてください。  |
| 国民健康保険                           | 脱退の手続きが必要です。<br>国民健康保険証を持参してください。  | ④番窓口<br>保険年金<br>グループ         | 新たに加入手続きをしてください。   |
| 国民年金                             | 手続きの必要はありません。  |                              | 年金手帳を持参し、市区町村の窓口でご確認ください。  |
| 後期高齢者医療被保険者証                     | 道外へ転出の場合、負担区分証明書が必要となりますのでお申し出ください。  | ④番窓口<br>医療給付<br>グループ         | 市区町村にご確認の上、新たに手続きをしてください。  |
| 乳幼児等医療<br>重度心身障害者医療<br>ひとり親家庭等医療 | 転出の手続きが必要です。<br>受給者証と印鑑を持参してください。<br>※転出先で、所得課税証明書が必要となる場合がありますので、転出先の市区町村にご確認の上、所得課税証明書の交付を受けてから転出されると便利です。 |                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険証</li> <li>・印鑑</li> <li>・所得課税証明書</li> <li>・身体障害者手帳（重度医療のみ）</li> </ul> を持参して手続きをしてください。 |
| 介護保険                             | 転出の手続きが必要です。<br>被保険者証を持参してください。  |                              | 市保健福祉センター2階<br>長寿あんしん課   |

| 該当項目                         | 稚内市での手続き  | 担当窓口  | 新住所地での手続き                                   |
|------------------------------|---|---|---|
| 児童手当                         | 転出の手続きが必要です。<br>※転出先で、所得課税証明書が必要となる場合がありますので、転出先の市区町村にご確認の上、所得課税証明書の交付を受けてから転出されると便利です。 | 1 階北側<br>こども課   | 市区町村にご確認の上、新たに手続きをしてください。                   |
| 児童扶養手当                       | 転出の手続きが必要です。<br>所得証明書（※）が必要な方はお申し出ください。   |   | 証書を持参し、市区町村の窓口でご確認ください。                     |
| 特別児童扶養手当                     | 手続きの必要はありません。   | 1 階北側<br>社会福祉課  | 証書を持参し、市区町村の窓口でご確認ください。                     |
| 特別障害者手当<br>障害児福祉手当           |   |   | 市区町村の窓口でご確認ください。                            |
| 身体障害者手帳、療育手帳、<br>精神障害者保健福祉手帳 |   |   | 手帳を持参し、市区町村の窓口でご確認ください。                     |
| 自立支援医療                       |   |   | 証書を持参し、市区町村の窓口でご確認ください。                     |
| 小・中学校                        | 学校で転校手続きしてください。   | 3 階南側<br>学校教育課  | 転入届をする際に「在学証明書」を持参し、市区町村の窓口でご確認ください。        |
| 原動機付自転車(125 cc以下)<br>をお持ちの方  | 廃車の手続きが必要です。<br>印鑑、ナンバープレートを持参してください。   | 1 階北側<br>税務課  | 市区町村にご確認の上、新たに手続きをしてください。                   |
| 水道料金                         | 中止の手続きをしてください。<br>電話でも可能です。<br>0162-23-6514（直通）   | 2 階南側<br>水道料金課  | 市区町村にご確認の上、新たに手続きをしてください。                   |
| 犬の登録                         | 手続きの必要はありません。   | 2 階南側<br>生活衛生課  | 転入届をする際に、登録時にお渡しした「鑑札」を持参し、市区町村の窓口でご確認ください。 |
| 緊急告知防災ラジオ                    | 世帯全員が転出される場合、防災ラジオをご返却願います。<br>紛失した場合は総務防災課までご連絡願います。<br>0162-23-6380（直通）               | 1 階 ②③番窓口<br>選挙・戸籍住民<br>グループ<br>3 階 総務防災課<br>宗谷支所<br>沼川支所 | 市区町村によって違いますのでご確認願います。                      |

※ 所得証明書は、1月1日現在稚内市に住所がある方が対象となります。

- ◆稚内市役所 〒097-8686 北海道稚内市中央3丁目13番15号  
電話番号 0162-23-6161（代表）
- ◆長寿あんしん課 介護高齢グループ（稚内市保健福祉センター2階）  
〒097-0022 北海道稚内市中央4丁目16番2号  
電話番号 0162-23-6458（直通）